

## 平成17年第1回訓子府町議会定例会会議録

議事日程(第2日目)

平成17年3月11日(金曜日)

午前10時00分開議

### 追加行政報告

- 第14 各議案の提案理由の説明
- 第15 議案第18号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第16 議案第19号 訓子府町特別会計条例の一部を改正する条例の制定について
- 第17 議案第20号 訓子府町立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第18 議案第21号 町道路線の変更について
- 第19 議案第11号 平成17年度訓子府町一般会計予算について
- 第20 議案第12号 平成17年度訓子府町国民健康保険事業特別会計予算について
- 第21 議案第13号 平成17年度訓子府町老人保健特別会計予算について
- 第22 議案第14号 平成17年度訓子府町介護保険事業特別会計予算について
- 第23 議案第15号 平成17年度訓子府町下水道事業特別会計予算について
- 第24 議案第16号 平成17年度訓子府町水道事業会計予算について
- 第25 議案第17号 訓子府町事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について
- 第26 議案第24号 網広域圏組合規約の変更について
- 第27 議案第25号 網走地方教育研修センター組合規約の変更について

出席議員（14名）

1番	田中	與士信	君	2番	上原	豊茂	君
3番	小坂	正利	君	4番	渡邊	易右工門	君
5番	佐藤	静基	君	6番	橋本	憲治	君
7番	柴田	喜八	君	8番	大坪	勝廣	君
9番	高橋	徳男	君	10番	渡邊	守彦	君
11番	山本	朝英	君	12番	小林	一甫	君
13番	松浦	啓博	君	14番	安藤	義昭	君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町	長	深見	定雄	君
助	役	宮川	伊三男	君
総務課	長	山田	日出夫	君
企画財政課	長	佐藤	正好	君
税務管財課	長	皆川	義人	君
町民の声をきく課	長	谷方	正夫	君
福祉保健課	長	山川	栄二	君
農林商工課	長	山内	啓伸	君
建設耕地課	長	竹村	治実	君
生活環境課	長	菊池	一春	君
水道課	長	菊池	一春	君
施設車両課	長	小田	藤夫	君
教育	長	小野	茂	君
管理課	長	平塚	晴康	君
社会教育課	長	橋爪	隆実	君
教育委員	長	白崎	隆誠	君
農業委員会	長	鳥山	勝見	君
監査委員		四十物	義雄	君
選挙管理委員	長	久原	清喜	君
農業委員会事務局	長	小野	良次	君
出納室	長	佐野	正敏	君
行政改革対策室	長	佐藤	純一	君

職務のため出席した事務局職員

議会事務局	長	林	春雄	君
議会事務局	次長	菅野	宏	君

開議の宣告

議長（柴田喜八君） 皆さんおはようございます。定刻になりました。ただいまから本日の会議を開きます。

本日は、全議員の出席であります。

追加行政報告

議長（柴田喜八君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

お諮りいたします。深見町長から追加行政報告の申し出がありましたので、この際発言を許したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） ご異議なしと認めます。

よって追加行政報告の発言を許します。

町長。

町長（深見定雄君） お許しをいただきましたので、行政報告をいたします。

昨日の議会終了後、民生費指定寄付金がありましたのでご報告申し上げます。

清住で農業を営まれています福田繁雄様が訪問され、訓子府町在住50周年を記念して300万円のご寄付をされました。「町の福祉事業に役立てていただき、これからもいきいき、はつらつ、心のかようまちづくり進めてください。」と話をされ、寄付金を手渡されました。

福田繁雄様のご厚意に心から感謝申し上げますとともに、寄付金につきましては、社会資本整備基金に積み立てることとし、本定例町議会に補正予算の追加提案をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

議長（柴田喜八君） ただいまの追加行政報告に対して、若干の時間質疑をすることを許します。質疑は1人2回に制限いたします。ご質疑ございませんか。

（「ありません」との声あり）

議長（柴田喜八君） はい。以上をもって追加行政報告を終了いたします。

各議案の提案理由の説明

議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第11号、議案第12号、議案第13号、議案第14号、議案第15号、議案第16号

議長（柴田喜八君） この際に日程第15、議案第18号、日程第16、議案第19号、日程第17、議案第20号、日程第18、議案第21号、日程第19、議案第11号、日程第20、議案第12号、日程第21、議案第13号、日程第22、議案第14号、日程第23、議案第15号、日程第24、議案第16号は関連する議案なので、一括議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。議案第18号から順次お願ひいたします。

総務課長。

総務課長（山田日出夫君） 議案78ページをお開き願いたいと思います。

議案第18号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案説明を申し上げます。

町職員の給与に関する条例（昭和26年条例第3号）の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものでございます。

記以下を79ページ、80ページの別紙条例案により説明申し上げますが、改正の理由としましては、行財政改革の一環として寒冷地手当の減額をしようとするものでございます。

それでは79ページをお開きください。

第17条は、寒冷地手当の支給について規定してございますけれども、現行では年額で定めている内容を改め、改正条文第1項では毎年11月から翌年3月までの5カ月間の各月初日を基準日としまして、この日に在職する職員を支給対象職員と定め、毎月の給料支給日に支給するよう改正する規定となっております。

また、第2項では、現行で世帯区分ごとに支給総額を定めていたものを月額に定め直しまして、各月基準日において世帯区分に変動がない職員にあっては、この月額を5倍すれば支給総額となる規定となっております。ただし、この支給総額につきましては、最終的には国の新基準支給総額と同額になりますが、あとで説明いたしますように、激変緩和措置がとられてございますので、必ずしも直ちにこの額に達するというわけではございません。

また、現行で扶養家族の人数で世帯区分が二つあったものを今回の改正では、扶養親族ありということで、区分を一本化する改正も行われております。

先ほども触れましたとおり、このままの改正ですと大変な激変、減額となるということから、不足において激変緩和措置が最大5年にわたり実施されるよう規定されてございます。

80ページの附則第3号に、減額する月額を年ごとに5カ月間にわたり定めてございます。ご覧いただきたいと思いますが、減額する月額を年ごとに5カ月間にわたり定めておりますが、月額ですからやはりこれもそれぞれ5倍した額がその年の減額となるということでご理解をいただきたいと思います。

例えば、一番上の平成17年11月から18年3月までの減額におきましては、月額が6千円なために5倍しますと、年の減額は3万円になるという。このようにお読みいただきたいと思います。この額は世帯区分に関係なく同額が削減されるものでございます。あらゆる世帯区分の移動に対応して、共通の式で支給額が導き出されるよう、ここの附則では、複雑な計算を規定してございます。

なかなか簡単に説明するのは難しいんですけども、説明させてもらいますと、世帯移動があった場合、新世帯区分で旧支給額を仮に求め、これを見なし寒冷地手当基礎額とここでは規定してございますけれども、この額から経過措置の減額を差し引いた額を特例支給額といたしまして、この特例支給額と改正第17条に定める先ほどの支給額を比較いたしまして、大きい方を決定支給額とするものでございます。いわゆる新基準額に下がるまで、大きい方ですから下がるまで、その数字を用いていくわけでございます。これを基準日ご

とに月ごとに計算しますので、世帯移動があれば支給額の変更になり、支給額がその月から増減する形になります。

附則第2項では、ただいま説明した計算に用いる用語の定義を定めております。

第4項では実際の支給方法として、最初の給料日に総額を一括して支給することを定めております。これは寒冷地手当の性格上、暖房設備や燃料の準備に一時金としての性格が引き続き求められること、また、月額支給は現在の電算システムの大幅な変更となり、相当の経費が必要となるということから経費節減の観点からも、附則第4項の規定において月額では定めていますが、支給は最初の11月の給料日という規定にさせていただいていることをご理解を願いたいと思います。

以上の内容を別紙でお渡ししております資料集の9ページの表で具体的に説明していきたいと思いますので、お開きをいただきたいと思います。この表です。別冊の資料集の9ページでございます。

給与条例（寒冷地手当）改正に伴う説明資料。資料6、ページは9ページということでございます。お開きいただけましたでしょうか。議案書の後ろの方にどちらかというところだと思います。資料の最初は財調の保有状況の表になっている資料1という1枚目はですね。その一番後ろの9ページになる表でございます。

はい。この表ご覧いただきまして、左から2番目にあります2列目にあります旧基準が、現行の支給総額でございます。隣の新基準額というのが国の基準であり、最終的な条例でいえば17条に規定して5倍する。最終的な支給総額となります。この新基準額に到達するまで、附則第3項の表に規定する減額月額の5倍の額を毎年削減するわけですので、資料の支給額が世帯区分にかかわらず平成17年においては3万円。これは附則第3項の表の5倍ですから17年度は3万円、同じく18年度は合計で5万円になります。2万円加算されて5万円になります。19年度は同じく7万円、20年度は9万円、21年度は11万円、それぞれ現行支給総額から減額していくということになります。これらの減額については、世帯区分ごとに新基準額に到達する時点で終わることになります。この表で言えば、網がかかっている部分はすでに新基準額に到達した範囲ということになりますので、ご理解をいただきたいと思います。これは元々旧基準額の支給額が、世帯区分によって相当の額の開きがありますので、その他の職員のように元々支給額が8万1,400円しかないのに今回の改正で減額されますと、もう平成17年度でいきなり5万1,700円ことで到達してしまいます。新基準額に到達すると、そういうふうにご覧をいただきたいと思います。逆に言いますと扶養が3人以上いる、現行で23万200円支給されている職員については、最終年度の平成21年度にいはじめて、新基準額の13万1,900円に到達して、そこで止まるということにあります。なお、この表は月ごとに世帯区分を判定する計算、判定して計算する仕組みと先ほど説明しましたけども、その区分変動がないものとして、この表に表現したのですが、すでに先ほど言いましたように区分変更があった月以降は、支給月額が増減しますので、支給総額がこの表のとおりにきれいに固定額にならない職員も出てこようかと思えます。この場合、職員ごとに追加支給、または返還をするという処置になります。ちょっと事務的な煩雑になりますけども、月額に改正されたということに伴う、そのような状況も出てこようかと思えます。

以上、主な改正点を説明いたしましたけれども、ご審議の上、ご決定賜りますようによ

ろしくお願い申し上げます。

議長（柴田喜八君） はい。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） 議案第19号の提案内容について説明申し上げます。議案書の81ページをご覧ください。

議案第19号 訓子府特別会計条例の一部を改正する条例の制定について、訓子府町特別会計条例（昭和39年条例第34号）の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものであります。

記以下の説明をいたします。訓子府町特別会計条例の一部を改正する条例、訓子府町特別会計条例（昭和39年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第1条第1号を次のように改める。第1号、削除。

改正内容につきましては、以上のとおりであります。この第1条につきましては、地方自治法第209条第2項の規定により、市町村が設置することができる特別会計についての規定であり、今回改正する第1号については、共同利用模範牧場事業特別会計に関する規定であります。

共同利用模範牧場事業特別会計につきましては、予算規模が小さいこととあわせて平成17年度から事務事業別予算に改めたことに伴い、牧場に係る予算について、一般会計で管理しても従前と変わらぬ見方ができると判断し、この機会に一般会計に組み換えを行い、共同利用模範牧場会計については廃止しようとするものでございます。

附則でございますが、この条例は平成17年4月1日から施行することとしております。ただし書きとしまして、平成16年度の共同利用模範牧場事業特別会計につきましては、整理予算の関係もございまして、なお従前の例によることとしてございます。

以上、議案第19号について説明申しあげました。ご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

議長（柴田喜八君） 管理課長。

管理課長（平塚晴康君） 議案書の82ページをお開きください。議案第20号の提案説明をさせていただきます。

議案第20号 訓子府町立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、訓子府町立幼稚園保育料徴収条例（昭和52年条例第18号）の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものであります。

記以下をご説明いたします。訓子府町立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例。訓子府町立幼稚園保育料徴収条例（昭和52年条例第18号）の一部を次のように改正する。別表1中「8,460円」を「8,660円」に改めるものであります。改正理由といたしましては、幼稚園の保育料及び入園料につきましては、従前から地方交付税における基準財政収入額の積算基礎額をもとに徴収しているところでございますが、保育料分の基準財政収入額の積算基礎額が変更されたことから改正するものでございます。保育料につきましては、本庁の場合には保育料として5,900円と給食費分として2,560円、あわせて月額8,460円を徴収しておりますけれども、この保育料の積算基礎額が200円増額されたことから保育料分を6,100円とし、給食費分2,560円をあわせまして、月額8,660円とするものでございます。

なお、附則でございますが、この条例は平成17年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第20号について提案内容をご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（柴田喜八君） 建設耕地課長。

建設耕地課長（竹村治実君） 議案書の83ページをお開き願います。

議案第21号 町道路線の変更について、ご説明申し上げます。

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により、次の町道の路線を変更しようとするものでございます。

記以下であります。次の84ページの位置図をあわせてご覧いただきたいと思っております。

なお、位置図につきましては、変更前を下に、変更後を上段に記載しております。

それでは路線の番号の174番は、新旧別の路線が新旧とも穂波仲通線でございます。旧の起点は、訓子府町字穂波69番地の91から新の起点は、訓子府町字穂波69番の96に変更になります。旧の終点は、訓子府町字穂波69番地の98から新の終点は、訓子府町字穂波69番地103に変更するものでございます。

なお、この路線番号174番地の穂波仲通線の起終点が変更となり、路線総延長は51.19メートルから248.19メートルになりますが、実延長は路線番号172番の穂波南1条線と路線番号173番の穂波2条線と重複していますので、変更はいたしません。

この路線変更につきましては、平成17年度以降に路線番号172番の穂波南1条線、路線番号173番の穂波南2条線、路線番号174番の穂波仲通線を起債対象事業で整備予定することといたしますが、一路線に変更しなくては採択要件を満たすことができないので、路線番号174番の穂波仲通線について路線変更を行うものでございます。

以上、説明を申し上げます。審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（柴田喜八君） 助役。

助役（宮川伊三男君） 引き続きまして、議案第11号の平成17年度訓子府町一般会計予算につきまして、ご説明を申し上げます。

内容につきましては、事前にお配りをしております各会計予算案説明資料。このファイルの背表紙にシール貼ったファイルはあると思っております。表にも貼ってありますけども、この資料と予算書の2冊によって説明をさせていただきます。

なお、説明の中で前年度あるいは昨年度と表現する部分につきましては、平成16年度、本年度と表現する部分につきましては、平成17年度ということでございますので、そのようにお聞き取りをいただきたいと存じます。

まず、説明資料の方をご覧いただきたいと存じます。

（以下、平成17年度一般会計説明、記載省略）

以上で、歳入についての説明を終わらせていただきます。

議長（柴田喜八君） ここで休憩に入ります。11時まで休憩いたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時00分

議長（柴田喜八君） 休憩前に戻り会議を再開いたします。

はい。助役。

助役（宮川伊三男君） 引き続き、歳出のご説明を申し上げますけれども、先ほど歳入の説明の中で37ページの2目、衛生手数料のところでは減額の金額を186万7,000円と申し上げたようでございますけれども、1,867万円の誤りでございますので、訂正をさせていただきます。

それでは63ページからの歳出のご説明を申し上げます。

前段申し上げましたけれども、歳出については、各事務事業の評価システムを構築するため本年度から事務事業別の予算編成とさせていただきましたので、議員の皆さんには前年度予算との比較がしにくいなど、わかりにくいかと存じますけれども、お許しをいただきたいと存じます。

また、説明も特徴的なもののみ説明をさせていただきますので、ご理解を賜りたいと存じます。

また、職員の給与費、すなわち2節給料、3節職員手当、4節共済費、6節恩給及び退職年金、19節負担金補助及び交付金のうち市町村職員福祉協会負担金については、13款給与費にまとめましたので、1款議会費、それから2款の総務費、6款の農林水産業費、10款の教育費の給与費関係で、前年度との差が生じますことをご理解賜りたいと思いません。

さらに、各事務事業の中で出てまいります旅費において、道内外視察を休止としたほか、管内を中心とする出張については、原則的に日帰りとするなどにより経費の節減を図っておりますので、この点についてもご理解を賜りたいと存じます。

それでは64ページ議会費からご説明を申し上げます。

（以下、平成17年度一般会計説明、記載省略）

以上、総額41億7,770万円とする平成17年度の一般会計予算案であります。

なお、時間の関係もあり詳細について説明できませんでしたが、厳しい財政状況の中で予算全般にわたり経常経費の節減はもとより、各事務事業において補助金の減額、各種催し、教室などの開催期間あるいは回数の精査などによりまして、経費節減を図りつつ、町民の福祉に配慮しながらの予算編成をさせていただきました。

説明不足の点につきましては、お詫びを申し上げまして、あとは質疑等でご説明をさせていただきますので、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（柴田喜八君） 町民の声をきく課長。

町民の声をきく課長（谷方正夫君） それでは特別会計の予算書の方をお願いしたいと思います。

議案第12号 平成17年度訓子府町国民健康保険事業特別会計予算につきまして、別冊の予算案の説明資料を含めて説明申し上げます。

予算書に入ります前に別冊の各会計予算案の説明資料3ページをお開きいただきたいと思います。

その中ほどに、3ページの中ほどに国保会計の予算編成にあたっての基本的な考えについて記載しております。まず、歳入でありますけれども、国保税については現行税率によ

り計上させていただいております。また、国庫支出金及び療養給付費交付金につきましては、保険給付費を基礎として算定した額を計上しております。道支出金は、道の福祉政策の実施に伴う国保医療に対する保険税負担の軽減措置分を計上しました。このほか、一般会計繰入金につきましては、従来からのルールによる繰り入れをしたほか、財政調整に要する財政調整基金からの繰入金も計上しております。

次に歳出であります。保険給付費、老人医療費拠出金及び介護保険第2号被保険者に係る介護納付金につきましては、前年度の医療費実績見込みから推計して計上するとともに運営経費につきましても計上しております。

資料10ページをお開きいただきたいと思います。10ページの下から4行目は、国保会計の財政調整基金保有状況を記載しておりますが、平成17年度末の保有見込額は一番右側に記載しております66万円となる見込みで大変厳しい状況にあります。

また、同じ資料の31ページでございますけれども、2ページにわたり、国保会計の概要をそれぞれ記載しておりますが、この資料の内容につきましては、予算書により説明をさせていただきますので、ご理解賜りたいと思います。

それでは特別会計予算書の1ページに戻りまして、内容をご説明申し上げます。

(以下、国民健康保険事業特別会計予算説明、記載省略)

以上が平成17年度訓子府町国民健康保険事業特別会計の主な内容であります。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

議長(柴田喜八君) はい。ここで昼食のため休憩いたします。

午後は1時から行います。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時00分

議長(柴田喜八君) それでは定刻になりました。休憩を解き会議を継続いたします。

議案第13号の老人保健会計からお願いします。

町民の声をきく課長。

町民の声をきく課長(谷方正夫君) 特別会計予算書の2ページをお開き願いたいと思います。

議案第13号 平成17年度訓子府町老人保健特別会計予算につきまして、別冊の予算案の説明資料含めて説明申し上げます。

別冊の資料の3ページをお開きいただきたいと思います。その中段になりますけれども、老人保険会計の予算編成にあたっての基本的な考え方について記載しております。

まず、歳入でありますけれども、過去の医療費実績に基づき推計し、支払基金交付金、国庫支出金、道支出金を所要率で算定したほか、町負担分を一般会計から繰入金として計上しております。

また、歳出であります。過去の医療実績に基づき推計した医療給付費等を計上しております。

この資料の35ページには老人保健特別会計の概要をそれぞれ記載しておりますが、この資料の内容につきましては、予算書により説明させていただきますのでご理解を賜りた

いと思います。

それでは予算書の52ページに戻りまして、内容をご説明申し上げます。

(以下、老人保健特別会計予算説明、記載省略)

以上が平成17年度訓子府町老人保健特別会計の主な内容であります。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

議長(柴田喜八君) 福祉保健課長。

福祉保健課長(山川栄二君) 予算書の69ページをお開きいただきたいと思います。

議案第14号 平成17年度訓子府町介護保険事業特別会計につきまして、別冊の会計予算書の説明書も含めてご説明を申し上げます。

別冊の予算書をお開きいただきたいと思います。37ページから38ページにかけて、概要を記載しております。

平成17年度につきましては、介護保険の第2期の事業運営期間の最終年度ということであり、それで歳入歳出予算の総額を4億1,960万円とするものでありまして、対前年比の当初予算費で2.9%の伸びとなっております。これは各種負担の基礎となります。保険給付費の伸び率を3.3%と見込んだことによるものでございます。

また、歳出では平成14年度に借入れをいたしました北海道財政安定化基金750万円のうち、3年目となります償還額250万円を計上しております。

次に同じ説明資料の39ページと40ページをお開き願います。

ここでは介護保険事業特別会計予算の概要を記載しておりますけれども、特徴的なものについて説明させていただきます。

まず、歳入であります。平成15年度から17年度までの第2期事業運営期間に要する保険給付費を基礎として積算した介護保険料、国庫支出金、支払基金交付金、道支出金を計上いたしましたほかに介護認定等に係る所要額を含めた町負担分を一般会計からの繰入金として計上しております。

次に歳出であります。保険給費につきましては、サービス提供時期で言う3月から翌年2月までの12か月分を計上しております。

その他、ルール計算による基金積立金及び事業の運営経費等のほか、先ほど説明いたしました平成14年度に借入れた北海道財政安定化基金償還額を計上しております。

詳細につきましては、予算書により説明をさせていただきますのでご理解をいただきたいと思います。

それでは予算書の69ページに戻りまして、内容をご説明させていただきます。

(以下、介護保険事業特別会計予算説明、記載省略)

以上、総額4億1,960万円といたします平成17年度の訓子府町介護保険事業特別会計予算の提案内容について、説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

議長(柴田喜八君) 生活環境課長。

生活環境課長(菊池一春君) それでは平成17年度訓子府町特別会計予算書でございます。121ページをお開きください。

下水道事業の概要につきましては、別冊のA4版の予算案の説明資料のまず4ページでございます。ここでは一般会計と同様に、予算案の概要を載せてございますけれども、これ

につきましてはほぼ前年度と同じということでご理解をいただきたいと思ひます。

それから41ページ、42ページにかけて、下水道事業特別会計の概要を掲載してごさいます。歳入歳出ともに2億6,220万円。前年対比で申しますと、30万円減の状況の会計でございますので、あとで中身につきましては説明をさせていただきます。

43ページ、44ページ、45ページにつきましては、投資的事業の内訳、補助奨励費の内訳、さらには債務負担行為の予定額を記してございますので、後ほどご覧をいただきたいと思ひます。

それでは予算書の121ページをお開きください。

(以下、下水道事業特別会計の説明、記載省略)

以上、平成17年度訓子府町下水道事業特別会計の予算について、その提案説明をさせていただきますましたが、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願ひいたします。

議長(柴田喜八君) 水道課長。

水道課長(菊地一春君) 引き続きまして、特別会計予算書の162ページをお開きください。

その前に予算の概要につきましては、別のA4版の説明資料の46ページに投資的事業の一覧と財源内訳を書いております。

さらに、最後のページでございます49ページの水道事業会計の投資的事業整備箇所図を載せてございますので、後ほどご覧をいただきたいと思ひます。

それでは水道事業会計の予算書162ページをお開きください。

議案第16号 平成17年度訓子府町水道事業会計予算について、提案説明をさせていただきます。

失礼いたしました。説明をさせていただく前に、これまでの一般会計並びに特別会計につきましては、平成17年度から事業別の予算書づくりを財政を中心として大変わかりやすい資料をつくってございます。水道会計もそれに準じた方法を検討してございましたけども、公営企業法等の書式が決まっております、なかなか前へ踏み出すことが今年度できませんでしたので、従来どおりの予算書づくりをさせていただいたということをおあらじめご理解をいただきたいと思ひます。失礼いたしました。

それでは162ページの第2条の業務の予定量でございます。

(以下、水道事業会計予算説明、記載省略)

以上、平成17年度訓子府町水道事業会計の予算について、提案説明をさせていただきます。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

議長(柴田喜八君) ここで10分間休憩いたします。2時05分から開会いたします。

休憩 午後 1時55分

再開 午後 2時05分

議案第17号、議案第24号、議案第25号

議長(柴田喜八君) 休憩前に戻り会議を再開いたします。

次に日程第25、議案第17号、日程第26、議案第24号、日程第27、議案第25号、を議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

議案第17号から順次説明を願います。

総務課長。

総務課長（山田日出夫君） 議案書の74ページをお開きいただきたいと思います。

議案第17号 訓子府町事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について、提案説明を申し上げたいと思います。

この条例は行政機構の見直しにより、課の統廃合等に伴う訓子府町事務分掌条例（平成15年条例第23号）の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものでございます。

75ページをお開きください。この条例はもともと4条の条文から構成されておりますが、機構改革の内容が広範囲かつ複雑な改正を要することから、条例の中心をなす課設置を規定する第1条及び事務分掌を規定する第2条の条文をそれぞれ全文改正の形をとって改正しようとするものでございます。

第1条では、現行では町長部局の9つの課を規定しておりますが、改正後は7つの課を総務課から施設車両課までの設置に改正しようとするものでございます。

また、第2条では各課の事務分掌の内容をそれぞれ規定してございますけれども、総務課の項を例にとって改正後について説明いたしますと、第5号を第7号に繰り下げ、新たに第5号広報公聴に関すること、第6号防災及び交通安全に関することを加えまして、総務課の事務分掌が広がったことがご理解いただけるかと思えます。

なお、この二つの事務分掌は現行の町民の声をきく課にあった事務分掌でございます。

ただいま総務課を例にとって説明しましたが、全体の改正内容と現行の規程を比較した方がわかりやすいと存じますので、別紙資料で全容をご覧いただきたいと存じます。

別冊の資料5を、ページで言いますと8ページになりますけれども、ご覧をいただきたいと思えます。先ほどの寒冷手当の前の資料になります。よろしゅうございますでしょうか。

この改正条例案を図表化したこの事務分掌条例改正（機構改革）説明資料でございますけれども、左側が現行の9課2室を表しております。これが右の改正後の内容に改正されるわけでございます。課名が空欄の課は、いずれかの課に統合されることを意味しますし、事務分掌の太字は新しい課に加えられたことを意味してございます。現行の町民の声をきく課は改正後は町民課と課名が変わり、生活環境課から環境衛生と環境保全が事務分掌としてきますし、税務管財課が廃止され税全般が新たに加わるという意味になりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

このように改正条例が施行されれば、7課1室に機構が改革されるということでご理解をいただきたいと思えます。

なお、室につきましてはご承知のことと存じますけれども、本条例第4条の規定に基づき、臨時または匿名的に設けられるものであり、第1条、第2条では規定されるものではございません。

また、附則においては第1項で施行日を平成17年4月1日と定めるほか、第2項から第5項において関連する他の条例も、条例の改正もあわせて行います。関連条例の中に規定されております古い課名を新しい課名に改める規定となっております。条例としましては、訓子府町議会委員会条例、訓子府町行政改革推進委員会設置条例、訓子府町特別土

地保有税審議会条例、訓子府町上下水道事業経営審議会設置条例の4条例における所管課名を新しい課名にそれぞれ改めるものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご決定賜りますようによろしくお願い申し上げます。

議長（柴田喜八君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） 続きまして、議案第24号の提案内容について説明申し上げます。

議案書の87ページをご覧ください。議案第24号は北網広域圏組合規約の変更について、地方自治法第286条第1項の規定により、北網広域圏組合規約を次のとおり変更しようとするものでございます。

記としまして、北網広域圏組合規約の一部を改正する規約を載せておりますが、改正内容につきましては、次のページの北網広域圏組合規約の一部変更概要により、説明をさせていただきますのでご覧をいただきたいと存じます。

まず、改正の趣旨について説明いたします。現行の組合規約は、組合収入役には組合理事長の属する市町村の収入役をあてることとしておりますが、平成16年5月の地方自治法の改正によりまして、人口10万人未満の市においても、収入役おらず市町村長または助役がその事務を兼掌することができることとされたことから、組合理事長となる市町村において改正により収入役置かず助役が収入役の事務を兼掌する場合は、組合収入役には当該助役は充てることに規約を変更するものであります。

変更内容につきましては、第9条の第2項にただし書きとして、当該市町村において収入役おらず助役がその事務を兼掌している場合は、当該助役をもって充てるとの字句を加えるものでございます。

次に附則についてでございますが、この規約改正には北海道知事の許可が必要なため、改正規約の施行日は北海道知事の許可があった日からとしております。

なお、本件につきましては、地方自治法第290条の議会の議決を要する協議に該当するため、本議会に提案をしたものでございます。

以上、北網広域圏組合規約の変更について説明申し上げます。ご審議の上、ご決定くださいますようによろしくお願いいたします。

議長（柴田喜八君） はい。管理課長。

管理課長（平塚晴康君） 続きまして、議案第25号の提案説明をさせていただきたいと思っております。

議案書の89ページをお開きいただきたいと思います。

議案第25号 網走地方教育研修センター組合規約の変更について、地方自治法第286条第1項の規定により、網走地方教育研修センター組合規約を次のとおり変更しようとするものであります。

記といたしまして、網走地方研修センター組合規約の一部を改正する規約を記載しておりますが、改正条文及び改正内容につきましては、90ページ以降の網走地方教育研修センター組合規約の一部改正概要により説明させていただきますので、ご覧をいただきたいと思っております。

今回の改正につきましては、収入役及び監査委員の選任方法等見直しに伴い改正するも

のでありますが、規約第9条、10条の改正につきましては、収入役の選任に伴う改正であり、現行の組合規約では組合収入役には網走市収入役充てることになっておりますが、平成16年5月の地方自治法の改正により、人口10万人未満の市においても収入役を置かず、市町村長または助役がその事務を兼掌できるとされたことから、組合長の属する網走市において改正法により、収入役を置かず助役が収入役の事務を兼掌する場合は、組合収入役には当該助役を充てることに改正するものであります。

なお、この場合組合助役と組合収入役が同一人となりますので、地方自治法の規定により助役、収入役ともに常勤の職員と兼ねることができないため、組合助役の職を廃止するものであります。また、助役は収入役の事務を兼掌する場合、組合収入役の任期は当該助役の任期とするものの改正。さらには、組合収入役は網走市収入役を充てると規定されておりますが、組合長の属する市町村から充てることとする改正でございます。

次に、規約第12条の改正につきましては監査委員の選任に伴う改正であり、現行規約では監査委員は組合議員から1名と、識見を有するもののうちから1名を選任することとなっておりますが、識見を有する監査委員の選任につきましては、あらかじめ特定の職の者を自動的に充てることができるように改正するものであります。その特定の者として、組合長の属する市町村の代表監査委員もって充てることとするものであります。

組合議員、また組合議員の任期を当該組合議員の任期とし、後任者が選任されるまではその職務を行うことができることとする改正でございます。

91ページをご覧いただきたいと思いますが、91ページには改正条文の新旧対照表を記載しておりますのでご覧いただきたいと思いますが、左側に改正案、右側に現行で記載してございますけれども、太字に下線が引いてあるところが今回の改正部分とすることでございます。

なお、附則でございますけれども、89ページをご覧いただきたいと思いますが、この規約の改正につきましては、北海道知事の許可が必要なため改正規約の施行日は北海道知事の許可があった日からとしております。

なお、本件につきましては、地方自治法第290条の議会の議決を要する協議に該当するため本会議に提案したものでございます。

以上、網走地方教育研修センター組合規約の変更について説明申し上げました。ご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（柴田喜八君） ただいま提案説明が終わりました議案第25号につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行例第12条の規定により、議会は議決前に教育委員会の意見を聴かなければならないことになっておりますので、発言を許します。

教育委員長。

教育委員長（白崎隆誠君） ただいま議長から教育委員会の意見を求められましたので、お答えいたします。

去る2月23日開催の訓子府町教育委員会会議において、網走地方教育研修センター組合規則の変更について審議いたしました結果、変更することに異議ないとの教育委員会の意見でありました。

よろしく申し上げます。

議長（柴田喜八君） 以上で意見の聴取を終わります。

散会の宣言

議長（柴田喜八君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。

14日は午前10時からです。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時21分